

住民説明会質問・意見等

質 問 ・ 意 見 等	回 答
(1) 5 箇所の候補地は最終的に何箇所になるのか？	A . 1 箇所に絞り込みます。
(2) 検討委員会が「施設の適地検討に当たっては、住民意見の反映に努めるとともに、情報公開を徹底する」と答申を出しているが、住民意見の反映や候補地の公表などの情報公開は、どのように行ってきたのか？また、31 箇所を選んだ段階で住民説明会が必要だったのではないか？	A . 情報公開については、紀南環境整備公社の前身である、紀南地域廃棄物処理促進協議会の時から、検討内容や検討結果については全て公開してきました。具体的には公開の場での委員会の開催、各行政機関の記者クラブを通じての報道依頼の実施、検討資料、議事録等のインターネットのホームページへの掲載等です。また、住民意見の反映については、検討の節目ごとに説明会を開催するとともに、パブリックコメントの募集という形で、広く住民の皆さんからの意見募集を行っています。 なお、31 箇所の候補地を選んだ段階では、候補地のあった自治体と協議した結果、新宮市と田辺市で説明会を開催しています。
(3) 公社は情報公開の徹底や住民の意見を聞くということを前提にしているように思うが、行政にとって不都合な情報は公開していないのではないか？	A . 候補地選定の考え方などは、評価資料に全部書いてあります。不都合なことを隠してきたことはありません。
(4) みなべ以南を細かく調べれば、今の5 箇所より良い所があるのではないか？31 箇所に戻って見直しが必要ではないか？	A . 31 箇所から選定された5 箇所については、技術的な点から客観的かつ公正な検討を行って決めたものであり、見直すことは考えていません。
(5) 5 箇所を選定した時の得点差は、今後の絞込の時にも評価されるのか？	A . 5 箇所はゼロに戻して同等と考えていますので、点数が1 番であった所も優位には考えておりません。
(6) 31 箇所から5 箇所に絞った時の内容に下流の流量の評価が入っていないのではないか？	A . 今までは地形図等で選考してきましたが、今後は現地に入って流量等も調査させたいと思っています。
(7) 最終処分場が安全だというなら、今の候補地でなくてもいいのではないか？	A . より災害が発生しにくい適地を選んだ結果、5 つの候補地が選定されました。

<p>(8) スクリーニングの中で流域住民の飲料水であるということが抜けているのではないか？</p>	<p>A . 飲料水に関してはスクリーニングの時点で、簡易水道と上水道の取水源から半径 1 k m以内は除外しました。しかし、それより小規模な飲料水源については、これからの選定作業の中で、地元の方と話し合いながら検討していきます。</p>
<p>(9) 5 箇所を決める前に地元とは交渉せずに上から決めてきたのか？ 反対者の意見の中には、突然決めてきたという意見がある。</p>	<p>A . 5 箇所を選定するまでは、純粋に技術的な面での選定を行う必要がありましたので、地元とは直接交渉はしていません。今後 1 箇所を決めていくに当たっては、地元の方と話し合いをしながら進めていきたいと思ひます。</p>
<p>(10) できるだけ海に近い住民の少ない所、例えば海でやればいいのか？</p>	<p>A . 海に近い所、山の中、どちらも一長一短があります。特に海面埋立は、大阪湾のように浅くて波の穏やかな所であれば技術的に困難ではありませんが、紀南地域の海は深くて波も荒いので技術的に困難です。また海面埋立の場合は港湾整備とごみの埋立をセットで行う必要がありますが、地域内にはそのような事業がありませんでした。</p>
<p>(11) 3 1 箇所の候補地だが資料を見ると 5 2 箇所と書いてあるのはどういうことか？</p>	<p>A . 最初は御坊まで入っており 5 2 箇所でした。しかし、平成 1 6 年 1 2 月に御坊広域が大阪湾フェニックス計画に入りましたので、御坊地域の 2 1 箇所を除外しました。</p>
<p>(12) 紀南地域だけで候補地を考えているが県単位ではやれないのか？ また、紀南地域は大阪湾フェニックス計画に参加できないのか？</p>	<p>A . この事業は、紀南地域で一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分場が不足してきたことから始めた事業です。紀北地域は大阪湾フェニックス計画対象地域であることからその必要性がありませんので、県単位というのは困難です。なお、大阪湾フェニックス計画というのは、瀬戸内海地域の廃棄物の適正処理を目的とした事業なので、紀南地域はその対象区域とは成り得ないため、その事業には参画できないと聞いています。</p>

<p>(13) 500点満点の採点で350点以上の所が5箇所残ったということだが点数だけなのか？候補地周辺の過去の水害・地滑りなどを調べたのか？</p>	<p>A . 5箇所を選定した際には、当然候補地周辺の過去の水害や地滑りの履歴についても調べています。それらの情報を分かり易くするため、目に見える形で点数化しました。</p>
<p>(14) 点数の付け方で、重み付けという全部の比率を書いているが、地滑りなどの自然条件に重みを置いている。それを環境に重みを置くようにすると候補地が変わる。そういう重みはどのようにして決めたのか？</p>	<p>A . 技術アドバイザー会議を設置し、地質・廃棄物最終処分場・動植物・環境・土木・廃棄物処理など、それぞれの専門家に入ってもらい調査・検討して最終的に点数化しており、客観的かつ公正な評価と考えています。</p>
<p>(15) 実際の反対意見で出てきているのは、取水の問題や環境の問題である。そういうことには重みを取っていなかったというのがこの数字なのか？</p>	<p>A . 今回、大前提に災害を起こさないことを考えましたので、特に地滑り・崩壊地形に重みを置いており、その点数が高くなっています。</p>
<p>(16) 候補地を選ぶ時、初めから用途地域や保安林などは排除したとのことだが、紀南地方は山が多いので色々な良い谷があると思う。指定したものは解除できるのに、どうして排除したのか？</p>	<p>A . 開発が規制されている法の趣旨等を尊重し、開発規制のある区域は排除しました。また、規制区域を解除しなくても、規制のない区域だけでも候補地は選定できると考えています。</p>
<p>(17) ラムサール条約に登録された串本の珊瑚群集を軽視しているのではないか？</p>	<p>A . 5箇所を選定する際には、珊瑚への影響についても検討しており珊瑚の価値が分からないということではありません。</p>
<p>(18) ラムサールを守る会が提出した反対署名の重みを充分意識して、候補地選定をやり直せないか？</p>	<p>A . 5箇所の候補地には、それぞれ下流の飲料水源・農地・珊瑚等、重視すべき要件があります。署名については当然尊重しますが、それはあくまで5箇所から1箇所を選定する際と考えています。</p>
<p>(19) 工事をすれば土砂が出て、それだけで珊瑚が壊れるのももう一度スクリーニングをかけ直せないか？</p>	<p>A . 道路や処分場本体の工事に伴う濁水の発生による下流への影響は、どの候補地についても十分考慮する必要がありますので、5箇所から1箇所を選定する中で重要な部分として検討したいと思います。</p>

<p>(20)防災面を重視していると言うが、地形地質の評価は18.7%で地質の評価・防災の評価として適当だと思えるのか？</p>	<p>A. 技術アドバイザー会議には色々な専門家が入っており、それぞれ思う部分に重みを置こうとしましたが、最終的に議論する中で一致した総合的な評価で18.7%になりました。重た過ぎる・軽過ぎるという意見もありましたが、今まで検討した中で色々な専門家の意見を聞いた、最終的にバランスの取れた評価であると考えています。</p>
<p>(21)「搬入道路に隣接する住宅戸数」や「車両走行による環境負荷」等、搬入路の関係を全て合わせた重み付けが24.0%で、地震に対する備えが18.7%である。これで防災に対する意識が高いと言えるのか？</p>	<p>A. 確かに足し合わせるとそうなりますが、個別の項目で地形・地質を重要視していると考えています。全体に色々な人が見て、相対としてバランスが取れているのではないかと考えています。</p>
<p>(22)湿地というのは除外地域の項目に入っているの、ラムサール条約というのは候補地から除外すべきではないか？</p>	<p>A. スクリーニングの際は、湿地そのものに処分場を建設することは避けるべきとして除外しています。候補地はラムサール条約の指定海域上に存在しているわけではありませんので、スクリーニングにおける除外の対象とはならないと考えています。なお、候補地周辺の環境については、5箇所から1箇所を選定する際の現地調査等により判断したいと考えています。</p>
<p>(23)技術アドバイザー会議の検討委員に海の専門家等にも入ってもらい検討されて然るべきではないか？</p>	<p>A. 5箇所の候補地には、それぞれ検討すべき事項がありますので、今後の検討の際には多方面の専門家から意見を聞きながら進めたいと考えています。</p>
<p>(24)現地調査は、どういう調査をするのか？</p>	<p>A. 現地へ入って地形・地質・地下水・交通量・希少動植物等の調査や環境影響調査を行って、それぞれの候補地について、施工方法も含めどのような対策を行わなければならないか、施設の配置がどのようなになるのかなど検討を行います。また、地元の方に色々意見をお聞きして、それに応じた必要な調査も行いたいと考えています。</p>

<p>(25) 現地調査の結果、5 候補地が適地でないととなると振り出しに戻るのか？ 5 箇所の中で 1 箇所に絶対造るのか？</p>	<p>A . 万が一 5 箇所とも適地でないとすれば、その時点で再度検討する必要があると思いますが、現状では 5 候補地とも処分場の建設は可能だと考えています。その中で調査を行い最適地となる 1 箇所を決めて、建設することを考えています。</p>
<p>(26) 調査をさせないと表明している地域もあるが、どうするつもりか？ また、最終的に 5 箇所全てが調査に反対であったらどうするのか？ 5 箇所以外の 6 番目以降の所も検討する可能性はあるのか？</p>	<p>A . 時間をかけて理解をいただけるよう話をさせていただきます。また、6 番目以降に行くことは絶対にありません。5 つの中でお願いしたいと思います。</p>
<p>(27) 1 箇所に絞ったら、そこは徹底的に建設するという事で押すつもりか？ そこで住民の反対があった場合、第 2 ・第 3 の候補地へ持って行くのか？ また、最終的にその同意を得られないと行政としては強制執行もするのか？</p>	<p>A . 第 2 ・第 3 の候補地に行くことはありません。また、強制執行をしたところで施設を円滑に運営していけるとは思いませんので、時間をかけてお願いをして理解をいただくという方法しかないと考えています。</p>
<p>(28) 賛成の過程では現地調査をするのは当然だが、反対の声があるなら無駄な税金を遣って調査をする必要はないと思う。公社は、なぜ先に 5 箇所同時に調査をすると考えているのか？</p>	<p>A . 今まで行政が行ってきた手法のように、候補地の地権者の方だけの同意を得て、皆さんの知らない間に調査をやって、不透明な形で行政内部で 1 箇所を決めるというような手法では住民の方の理解を得ることはできないと考えています。5 箇所について、皆さんに見ていただきながら調査を行い、最終的に 1 箇所を決める過程から一緒に参加していただき、皆さんの不安等を少しでも解消していきたいというのが一番の趣旨です。皆さんの目に見えない所で 1 箇所を決める従前のやり方の時も同じような調査を行いますので、5 箇所の調査に要する経費は無駄とは考えていません。</p>

<p>(29) 5箇所が了解しないと調査はしないと聞いたが、間違いないか？ 5箇所が「調査はかまいませんよ」という同じスタートラインまで持って行くと理解すればよいのか？</p>	<p>A . そのとおりです。 5箇所の了解がないと現地に入って土地を触るような調査は行いません。</p>
<p>(30) 2箇所候補地がある地域に決まった場合、 1つ一杯になるとまた隣に造るのか？</p>	<p>A . 1つが埋まれば無条件に次へ行くというようなことはありません。 1度OKをいただければ、隣も自動的にOKをいただいているということにはなりません。</p>
<p>(31) 5候補地の内で、一番重点にしている地域があるように思うが、そうではないのか？</p>	<p>A . そんなことはありません。 5候補地を同じスタートにしないと次に進めませんので、 1地域だけに説明会をしてここに決めるというようなことはありません。</p>
<p>(32) 埋立地は何年くらいもつのか？ 満杯になれば、また別の所に造るのか？</p>	<p>A . 15年の埋立量だけ国から1/3の補助金を出してもらえます。 建設には国の補助金が必要なため、 15年という国の基準で計画しています。 埋立が終われば、また他を探すこととなります。</p>
<p>(33) 今から順番にやっていくと、 15年サイクルなら50年先には5候補地全部を処分場にしないといけなくなる。 それくらいの計画でいかないといけないのではないのか？</p>	<p>A . 1回造れば長持ちさせたいという気持ちはあります。 ごみの量は確実に減っていますので、 もっと減らす努力をし、 並行して他の候補地を検討しなければいけないと思っています。</p>
<p>(34) 5箇所の内から最終的に1箇所を決めるのは誰か？</p>	<p>A . 決定は公社の理事会で行います。</p>
<p>(35) 公社の今後のスケジュール的な考えは？ 今年度中に絞り込むというのは無理なのではないか？</p>	<p>A . 18年度中に1箇所を選んで、 翌年以降用地交渉・建設と進めていき平成22年には稼働させたいと考えています。 しかし、調査にしても最終的には皆さんの同意が必要ですので、 強引に進めることはありません。 これはあくまで計画で、現時点で遅れていることは心得ており、今年度中の絞込が無理なようであれば、 そう判断したいと考えています。</p>

<p>(36) 調査費用は、候補地のない関係市町村全部も負担するの か？また、全部の市町村の均等割か？</p>	<p>A . 関係市町村で負担します。負担割合は、処分場ができた 時の15年間の廃棄物の持込予定量の割合です。</p>
<p>(37) 串本町議会の反対についてどう考えるのか？</p>	<p>A . 我々の説明をまず聞いて欲しかったと思います。意見書 として議決されましたが、串本町長の「同じ土俵に乗っ て今後調査をし、議論を深め最終1箇所を決めていき たい」という方針は変わっていませんので、議会がそう であっても町と話をしながら進めたいと考えています。</p>
<p>(38) どの候補地に絞られるにしても、整備計画には地元の意見 を十分反映させてくれると約束してくれるか？</p>	<p>A . 整備計画の策定に際しては、地元の方と十分協議しなが ら進めたいと思います。</p>
<p>(39) シートが破れて水質の汚染が出た場合、色々な公害が出 てくる可能性があるなど、安全・安心が絶対であるとは言 えないと思うが、安全・安心の保証はできるのか？</p>	<p>A . 施設の運営上、事故を未然に防ぐことは当然ですが、万 が一事故が発生した場合でも十分対応できるよう、体制 を構築しておきますので安全・安心は十分保証できると 考えています。</p>
<p>(40) 公社は説明の中で「絶対安全だ。」と言っているが、孫子 永代まで安全であることを保証できるのか？今の公社職 員は先に辞めているので言いたい放題言えるが、後のこ とを考えるとそんなことを言えないのではないか？</p>	<p>A . 環境保全の気持ちは公社も同じで、埋立終了後も引き続 き処分場の管理は永続的に実施します。後の維持管理を 含め実施できる事業主体として、公社という県や市町村 が入った組織で、今後も事業を行っていきますので安心 していただきたいと思います。</p>
<p>(41) 水質検査は未来永劫にやっていくのか？</p>	<p>A . 地元の方の安心が得られるまで継続して行います。</p>
<p>(42) 跡地利用をどう考えているのか？</p>	<p>A . 跡地については、それぞれの候補地ごとに周辺の状況が 異なりますので、地域住民の方・自治体と協議しながら、 地域のメリットとなるような利用を考えていきたいと思 います。</p>
<p>(43) 下流域の人や漁協などには説明をする必要はないのか？</p>	<p>A . 候補地として決まれば、説明に行かせていただくよう考 えています。</p>

(44)施設がくることのメリット面は何か？	A . 地元にとって何がメリットになるのか、地元の方と十分協議をしていきたいと思います。
(45)「排出抑制を徹底させる」とあったが、排出抑制の徹底とは具体的にどういう項目を挙げているのか？	A . 「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針」の10ページ以降に排出抑制の取り組みというのを載せています。それぞれ住民の方・事業者・行政の役割を書いています。
(46)ごみは紀南地域全体のみなが出しているのだから、建設候補地の住民や自治体だけの問題でなく紀南地域の将来の問題であることを紀南地域全体の住民が認識すべきだと思うが、公社としてどういう取り組みをしていくのか？	A . 公社では、紀南地域内の全市町村を対象に環境啓発講座や出前講座等の機会を捉えて地域の実情や最終処分場の必要性、またごみの発生抑制や排出抑制などについて、自治体と連携しながら学習会を開催し、紀南地域全体の共通課題であるという認識を深めていきたいと考えています。
(47)どういう物を埋めるのか？	A . 焼却灰や燃えないごみを破砕処理した物など、中間処理をした無害な廃棄物を埋めます。
(48)処分場へ持ち込むまでの処理は、どこでどうするのか？	A . 搬入物について、一般廃棄物は各自治体の焼却施設で焼いた焼却灰や破砕処理した物、産業廃棄物は事業者自らが破砕などの処理をした物を受け入れます。公社としては、施設を受け入れていただく地域の皆さんの立場を考えて、受け入れのハードルを高く設定したいので、各自治体等には「もっと焼ける物は焼くように」や「もっと細かく砕け」などの指導はしていきます。また、基準を満たさない物は受け入れません。
(49)アスベストは入らないのか？	A . 特別管理廃棄物とされている飛散性アスベストは受け入れませんが、そうでない物についてはこれから取扱を検討します。
(50)災害が起きた時に分別する余裕があるのか？どさくさにまぎれて全て入れるのではないのか？	A . 基本的には、そのまま埋立はしません。各自治体で分別などの処理をしてもらいます。

<p>(51)有害物質を持ち込ませないというのが基本だが、持ち込んだ後から有害になる物もあるのではないかと？有害物質についてはどのような対応を考えているのか？</p>	<p>A . 有害物質及び有害物質の基準は法律で決められています。その基準に適合しない廃棄物は受け入れません。また、受け入れる廃棄物中の有害物質の有無、処分場からの排水中の有害物質の有無について常時管理します。</p>
<p>(52)車なんかのシュレッダーダストはどうするのか？</p>	<p>A . 自動車リサイクル法の枠組みの中で適正に処理されており、公社としては受け入れることはありません。</p>
<p>(53)特別管理廃棄物の焼却灰も受け入れるのか？</p>	<p>A . 特別管理廃棄物は受け入れません。</p>
<p>(54)埋立の大半は焼却灰ということであるが、がれきは取らないのか？</p>	<p>A . がれきは、建設リサイクル法の枠組みの中でリサイクルされており、基本的には受け入れません。</p>
<p>(55)今回計画されている現在の産業廃棄物というのは、どういうものが何トン出るのか？</p>	<p>A . 年間 2.8 万 t を埋める計画をしており、その内 2.0 8 万 t は一般廃棄物で産業廃棄物は 0.7 2 万 t しかありません。公社が埋立を予定している対象としては、焼却灰やリサイクルに伴って発生する残渣を考えています。</p>
<p>(56)埋め立てられたごみは、いつまで経ってもそのままなのか？</p>	<p>A . 有機物の汚水を出す部分については、水や空気を入れてどんどん分解させていって最終的に無機物までもっていきます。有害物も基準を決めてきちんと入れますので、最終的には土壌という形で安定していきます。</p>
<p>(57)シートの耐用年数は？</p>	<p>A . 5 0 年程度はもつと言われていています。しかし、光が当たって劣化したり外圧や薬品がかからなければ永久ではないが基本的には破れません。</p>
<p>(58)絶対に漏れないというものはできない。シートは圧がかかってくるとすぐに破れるのではないかと？</p>	<p>A . 1 0 0 % 漏れないとは言えません。工事の時など破ってしまっていることもありますので、漏れた時のために 2 重シートで電気を通して漏水を監視するなど、万全の体制を取りたいと考えています。</p>

(59)シートは安定化された物なのか？	A．シートはプラスチックで出来ており、国の基準で外圧に対する耐久性や色んな廃棄物に触れても腐食しないなどが決められています。
(60)雨量について、何年かの間には特別雨の多い年がある。そういうことまで考慮して計算しているのか？	A．予想される最大降雨量に基づき施設を設計する予定です。
(61)50万m ³ という基準は何で決めたのか？	A．紀南地域で発生する廃棄物の内、埋め立てられる物が年間2.8万トン有り、それと覆土量を併せた15ヶ年の埋立量が50万m ³ です。
(62)処分場の一番底（底面）はどうなっているのか？	A．底面の施工方法については、候補地ごとの地質によりますが、基本的に地震等に柔軟に対応できる粘土と遮水シートの施工を考えています。
(63)調整池の大きさは？	A．想定される最大降雨量と、現地調査に基づく下流の河川の形状等により大きさを決めていきます。
(64)処理後の水を飲んでも大丈夫だという保証があるのか？	A．技術的には飲み水くらいまでキレイにすることは可能です。
(65)候補地より下流地域の飲料水の取り方は検討できないのか？	A．候補地のある自治体の水道担当部署と協議し、今後必要な調査をさせていただきながら検討していきたいと考えています。
(66)施設からの排水に異常があった場合の対応はどうするのか？	A．基本的に最近の処分場は、排水に異常があった場合それを自動的に感知し排水をストップします。その後、原因の確認や対策を行い、安全が確認された後に排水を再開することとなっています。従って、問題のある水は外に出さないシステムになっています。
(67)汚水が流れた場合、農業用水路に流すのか？	A．放流水は農業用水には流しません。
(68)放流水は、どの程度の水質を考えているのか？	A．水質汚濁防止法に基づく排水基準をクリアした排水を流すことを考えています。

<p>(69)ごみ搬入時の運搬するトラックの台数は約何台か？</p>	<p>A．ごみ量から換算して、4トン車で1日約50台と考えており、往復で約100台となります。</p>
<p>(70)搬入時は、トラックが行き来するので危ない。処分場への道をどのように付けるのか？</p>	<p>A．地元の交通状況、地形等を勘案して搬入路を建設する予定です。また、アクセス道路についても、地域の実情に応じて検討します。</p>
<p>(71)廃棄物の飛散対策は、どう考えているのか？</p>	<p>A．散水等を行い、適度に湿らせることにより飛散を防止します。また、処分場敷地内での展開検査については建屋内で行うことを考えています。</p>
<p>(72)においはどうか？最終処分場のくさいにおいは周辺にするのか？</p>	<p>A．腐敗性の物や有機性の物は、そのまま埋め立てませんので、においは生じません。</p>
<p>(73)飛散をチェックするような場所は設置するのか？候補地が1箇所に決まった時点で、風下・風上に機械を設置して汚染物質がどういうふうに乗っているかチェックするというような考えはあるのか？</p>	<p>A．今の時点で場所・方法・頻度は未定ですが、何らかの形でチェック体制を取っていきたいと考えています。</p>
<p>(74)処分場ができることにより地価が下がるのではないか？</p>	<p>A．調べましたところ最終処分場が建設されたことにより地価が下がった事例はないと聞いています。</p>
<p>(75)最終処分場ができたことにより、農作物に対する風評被害が出た事例はないのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな話になるが行政的な話の中で、埋立地を太陽光の発電のパネルで全部覆い発電するとか、風車を造り発電するなど、例えばこの辺りをエコタウンとするような大きな構想を持って、発電できた電力は迷惑をかけている周辺の方々に還元するというような形を考えてもいいと思う。 ・施設を受け入れる地域のメリットを考えて欲しい。 ・説明だけでは処分場についてよく分からないので、先進的な施設の見学についても考えてもらいたい。 	<p>A．調べましたところ最終処分場が建設されたことにより風評被害が出た事例はないと聞いています。</p>

・私は買い物の時マイバッグをやっているが、あまりマイバッグをやっている人を見かけない。ごみの排出抑制の徹底は、行政がもっと指導しないとできないと思う。